

建設業の適正利益確保について



山本 卓朗
論説委員会委員
鉄建建設（株）特別顧問

本論説の 2007 . 8 月版「誇りを持って建設業を語る」2008 . 5 月版「建設業の魅力回復を」において、建設業の健全経営と魅力回復の必要性を述べてきた。今回はこれに続き、低利益に喘ぐ建設業の“適正利益確保”に向けた活発な動きの背景や将来に向けた課題を取り上げる。

日本建設業団体連合会は 2007 年に「日建連等企業行動規範」を改訂して、その冒頭に、今後の社会的使命を果たしていくために“企業としての適正利潤を得て・・・”という文言をあえて挿入し傘下企業の自覚を促した。いずれの産業界であっても民間企業が適正な利益をあげ、それをもとに社員の生活を支え、将来に向けた研究開発や設備投資を進め、さらには社会に貢献すべきことに誰も異論はないと思う。また世論も建設業が適正な利益をあげることに反対しているわけではないので、一見奇異な感じを持たれる方もおられると思う。しかしながら利益の源泉である商品の価格について世間はどうか見ようか。市場価格が形成されている車や電化製品などは消費者に選択肢があるので価格自体が社会問題にならないが、インフラの一部に公的資金が入っている交通運賃などには利用者の厳しい目が向けられる。同じく建設業の商品である公共事業の橋、道路、ダムなども工事費（商品の価格）が高いという批判にさらされているが、遺憾ながら談合などへの長年の不信もそれを増幅させている。さらに過当競争による低価格受注が工事費はもっと下げられるのではという疑念を助長している。一方、公共事業の発注機関のみならず民間の発注企業も厳しいコストダウンを旨として努力しており、切り詰めた工事価格で現場にしわ寄せがくるケースも出ている。結果として近年の建設業の経営状況に大きな影響を及ぼしており、その収益率や従業員給与は公表されている産業別の資料をみても明らかに低位に止まっており、なお一層工事費や入札契約制度に対する議論を深め、適正な利益を回復する努力が必要である。昨年来の世界不況の影響で倒産も相次ぐ状況を改善するために、過当競争を抑制する様々な対策が実施され効果を上げつつあるが、以下に、さらに一歩踏み込んだ改革への課題を取り上げておきたい。

その一つは、“時代に即した契約約款と施工時の不確定要素をきちんと処理できるルールづくり”である。建設業の持つ長年の“請け負け”と揶揄される体質から、結果と

して片務契約に陥ってしまい適正利益が確保できなくなることが大変多い。日本土木工業協会では 2008 年に「ゆとりある建設現場への取り組み」アンケートを実施したが、発注者との協議にかかる設計変更など多岐にわたる問題に苦慮している状況が示されている。これらに対し発注者側もコンサルタントを交えた協議会、設計変更マニュアルなどにより片務性解消に向けた具体策を構築する動きが活発になっている。しかし根本的には、日本人の契約に対するあいまいな意識と片務性に抵抗できない体質から脱却させるきめ細かい契約約款の整備が不可欠である。この趣旨の詳細は学会論説 2009 . 5 月版 小澤一雅「土木学会から契約約款の発刊を」を一読されたい。

二つ目は“建設プロジェクトの調査計画段階から建設会社を参画させる入札制度”を実現できないかということである。工事の入札制度は総合評価方式など多様化しているが、工事直前に建設会社が入札で決まる方式であることに変わりがない。しかし難易度の高い大規模なプロジェクトにおいては、工事着手前長期にわたって調査計画・施工技術開発・大型実験など周到な準備がなされるが、過度にアウトソーシングが進んでいる今日、高度技術をもつ建設会社の参画なしに実施することは現実的ではない。建設会社も工事そのものに参画できるかどうかあいまいなプロジェクトに開発研究だけ参加を求められてもインセンティブが働かないであろう。このため、調査の初期段階で“プロジェクト全体計画へ参画を求める総合評価”により複数社の選択を行い、調査計画研究開発などを発注者やコンサルタントと連携して実施し、その間の成果・技術・熱意等を再評価の上、順位をつけて主要工事への参画を認め、周辺の関連工事は地域会社を含め従来方式で工事前に入札参加させる方式は出来ないであろうか。このような新しい概念の方式は、きめ細かい契約や中立の評価委員会などにより透明性をきちんと確保すれば可能であると考えられる。またこの方式の大きなメリットとして、現地に即した施工計画を長期にわたり比較検討できるので、コストダウン効果が期待できる。ただし現行の制度に抵触する点が多々あると思われるので前向きに解決すべく忍耐強い議論が必要であろう。

建設業の魅力回復には、社会からの不信を払拭し、現場第一線で生き生きと働くことの出来る環境の構築が不可欠であり、そのためになすべき日常的課題が山積しているが根本的には建設業の体質改善まで踏み込んだ制度改革を旨とすべきであると考えられる。